

○「中小企業・スタートアップ会員」の判断基準は下記の通りです。

・中小企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を援用し、以下の表の「主力事業の業種」ごとに、「資本金」または「従業員数」のどちらかの基準を満たす企業とします。ただし、①大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社または孫会社、②発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を単一の大企業、または3分の2以上を複数の大企業が所有している企業、③役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が占めている企業、のいずれかの条件に当てはまる企業は、いわゆる「みなし大企業」として、「法人会員」での入会をお願いします。

主力事業の業種 ※1	資本金 ※2	従業員数 ※3
製造業、建設業、運輸業、下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本の額または出資の総額」

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

・スタートアップ企業

上記「中小企業」の基準に当てはまらない場合でも、以下の条件を全て満たす企業は、スタートアップ企業として、「中小企業・スタートアップ会員」の区分で入会いただけます。自己申告ですが、運営委員会から問い合わせをし、会員区分の変更をお願いする場合がございます。

- ・設立から15年以内であること。ただし、名称変更、組織変更、事業譲渡、買収・合併等は前身の設立日のうち古い方を起算点とする。分社化、スピンオフ等ののち、出資比率が50%を下回る等で、親会社等の影響を脱したとみなせる場合は、その日を起算点とする。
- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術、先端技術等を保有し、その実用化開発を行っていて、成長段階にあるとASiSTコンソーシアムの運営委員会が認めること。

○「学会会員」での入会基準は下記の通りです。

教育・研究活動を主たる目的として活動する大学、国公立・私立研究機関、またはこれに類する「組織」に所属する「研究者・教員」は、「学会会員」の区分で入会いただけます。

○上記以外の方

基本的には法人会員としてご入会いただくことを想定しています。判断に迷う場合はコンソ Web ページのお問合せフォームからご連絡ください。